

民間資金等活用事業推進委員会
第11回事業推進部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第11回事業推進部会
議事次第

日 時：令和5年3月28日（火）13:00～15:00
場 所：オンライン開催

1 開会

2 議事

- (1) 地方公共団体へのヒアリング等を踏まえた優先的検討規程の実効性向上に向けたポイントについて
- (2) 地方公共団体へのヒアリング等を踏まえた民間提案の実効性向上に向けたポイントについて
- (3) P F I 事業における事後評価の実施状況調査結果について

3 報告

- (1) アクションプラン（令和5年改定版）の方向性について（第33回計画部会審議事項）

4 閉会

<配布資料>

- 資料1 地方公共団体へのヒアリング等を踏まえた優先的検討規程の実効性向上のポイント（案）
- 資料2 地方公共団体へのヒアリング等を踏まえた民間提案の実効性向上のポイント（案）
- 資料3 P F I 事業における事後評価の実施状況調査結果
- 資料4 アクションプラン（令和5年改定版）の方向性（案） [非公表]
- 参考資料1 事業推進部会 構成員名簿
- 参考資料2 P F I の推進体制について
- 参考資料3 P P P / P F I 地域プラットフォーム設置・運用マニュアル（案）

○田村参事官 定刻になりましたので、ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会の第11回事業推進部会を開催させていただきたいと思っております。

事務局で参事官を務めます田村と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日は、構成員13名のうち12名の委員・専門委員の皆様方に御出席をいただいております。定足数である過半数に達しており、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

本会議は、ウェブ会議システムを活用し、委員・専門委員、各省庁の傍聴者はオンラインで参加していただいております。傍聴されている方につきましては、カメラ及びマイクのボタンは押さないように御注意願います。

なお、本日の資料の取扱いについてですが、民間資金等活用事業推進委員会議事規則第5条に基づき、アクションプランの改定内容に直接関わる資料4につきましては非公表とし、また、本日の議事録につきましてもアクションプラン改定後の公表とさせていただきたいと存じております。

それでは、以後の議事につきまして、北詰部会長に進めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○北詰部会長 北詰でございます。皆様、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

議事は3つございます。まずは1「地方公共団体へのヒアリング等を踏まえた優先的検討規程の実効性向上に向けたポイントについて」を進めます。

事務局から御説明願います。

○茨木企画官 PFI推進室の茨木でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料1の説明をさせていただきます。

1ページでございますが、前回の部会におきまして、優先的検討の実効性向上に関しまして、内閣府案として提示させていただいた4つの観点で前回御議論をいただいております。

2ページでございますが、いただいた御意見、例えばバンドリング、広域化によって検討対象になり得るとか、地域貢献、カーボンニュートラル等、マルチベネフィットの重要性が高いものは定性的評価が必要、また、その際、地域プラットフォームを活用して民間の意見を聞き案件形成をしていくべき、あるいは体制整備の具体的な支援策の必要性、内閣府の専門家派遣制度等をさらなる活用してはどうか、また、先導的な自治体のノウハウを開示していくべき、このような御意見を頂戴したところでございます。

これを踏まえまして3ページでございますが、実効性向上策を先進事例に基づいて深掘りしていくために、8つの自治体にヒアリングを実施いたしました。また、規程を未作成の2つの団体につきましても先進自治体の取組が適用可能なのか、実効性があるのかという観点でヒアリングをしております。ヒアリング項目は4ページでございます。

このヒアリングを踏まえまして、5ページ以降でございますが、実効性向上のポイントをまとめてございます。まとめるに当たりましては、自治体から様々な具体的な工夫や取組を聞いてお

りますが、特に冒頭に申し上げました4つの観点、あるいは既に指針や手引き等で示している方向性に合致していて、内閣府として有効と考え、地方公共団体に推奨したい、あるいは参考としていただきたいものを選んで記載させていただいています。

6ページ、1点目ですが、対象事業の柔軟な選定に関してでございます。例えば自らの自治体の事業規模実績に応じて検討対象が継続的に選定される基準を設定しているですとか、全国的にPPP/PFIの実績が多い施設や事業類型といったものを検討対象とする。そういった工夫によって、PPP/PFIに適した事業が継続的に優先検討の対象となる、ことが期待されます。

また、小規模事業をバンドリングすることで、単独では対象とならないものも検討対象とするですとか、統廃合の結果生じる未利用財産を検討対象とすることで、施設整備に限らず既存ストックの活用など、多様な観点での事業の形成の可能性を見据えることも効果的であると考えています。

青色の吹き出しでございますが、内閣府といたしましても全国実績の調査の参考にさせていただくという観点で、来年度早々にPFI事業の基礎データベースですとか、多様な効果の事例集を公表予定にしています。

7ページ、2つ目のポイントで、対象事業及び検討結果の公表についてという観点です。優先的検討を所管する部署が事業所管部署の検討状況を定期的に取りまとめる。さらに自治体の総合計画や予算案等と照らし合わせることで、対象事業を取りこぼさず把握できるということが期待されるものです。

また、検討の段階ごとに、具体的には優先的検討を開始した段階、簡易検討を終了した段階、事業化決定の段階ごとに、ロングリスト、ショートリスト、発注リスト、といった形で公表するという、また、PPP/PFIの採否にかかわらず公表をするといった取組によって、民間事業者が早い段階から準備することが可能になって、また、地域企業の関心が向上するといった効果につながると考えています。

8ページ、3つ目のポイントで、多様な効果の評価についてです。簡易検討段階では、VFMだけではなくて民間ノウハウがどのような点で発揮され、どのような効果を生むのかという観点で評価をすること、さらにその評価方法として、地域プラットフォーム等でサウンディングをする、または類似事例を調査するなどの取組が多く実施されています。こういった取組によりまして、マルチベネフィット事業や地域への貢献に焦点を当てた事業、今後、内閣府としてローカルPFIと銘打って打ち出していきたいと考えていますが、こういった多様な案件形成につながると考えています。

吹き出し部分でございますが、内閣府の支援策として、ローカルPFIの推進であったり、地域プラットフォーム運用マニュアルの公表であったり優先的検討、規程リストの公表といったことで多様な効果の評価していく。こういったことを支援していきたいと考えてございます。特に地域プラットフォームの運用マニュアルについては改訂を考えていまして、別途、参考資料3に本文を添付しています。38ページ以降、官民対話の進め方のポイントを提示してまいりますので御参照いただければと思います。

9ページは最後のポイントです。運用が定着する体制の整備についてということで、制度所管部署が核となって全庁的な仕組みを構築して支援、また、管理を行っているという例が多くございました。さらに優先的検討を例えば予算要求の前提条件とするといった意見もありました。こういったようにシステマティックな取組も参考になるのではと考えています。

また、意思決定の方法として、ハイレベルでの意思決定や第三者機関に諮るであるとか、あるいはフラットな組織体制ということで、各部署から選出された職員で構成されるPFI検討委員会、などを使って機動的に評価、検討していくといった事例もございますので、参考になるかと考えています。

また、内閣府の支援策としてもページの下のところを書いてありますが、優先的検討規程の運用支援であったり専門家派遣、などもありますので、積極的に活用していただいて、自治体の実情に合わせて、体制の構築をしていただければと考えています。

10ページですけれども、優先的検討規程を策定中とか、今後策定に取り組むという団体につきましても、今まとめたようなポイントもおおむね適用可能であるといった御意見を頂戴しています。

最後の11ページはまとめでございます。このヒアリングの成果等をどのように活用していくかということなのですが、ページの右上に記載のアクションプランの目標もありますので、この達成に向けてという意味も込めまして地方公共団体に対しまして、今申しました実効性向上のポイントを示すとともに、優先的検討規程の速やかな策定、あるいは必要に応じて見直しをいただく、そして、実効性ある運用をしていただくということを通知したいと考えています。併せて、内閣府支援事業も紹介して活用を推奨する、また、参考資料についても周知をしたいと考えています。

説明は以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様方から御意見・御質問等を受けたいと思っておりますが、やり方としては挙手ボタンを押していただきまして、こちらから僭越ながら御指名させていただきます。二、三名の先生方からの御発言を受けて事務局からお答えいただくというようなスタイルを取りたいと思っております。

まずはこの御説明に関して何か御質問・御意見がございましたら、挙手ボタン機能を使っていただければと思うのですがいかがでしょうか。

下長委員、よろしくお願いたします。

○下長委員 いろいろな自治体さんの状況を調べていただいて非常に勉強になりました。ありがとうございます。非常に前向きに優先的検討を運用されている自治体さんが結構あるというのをすごく心強く思いました。特に川崎市さんとか、あとは小さな町だと思っておりますけれども、智頭町あたりの取組はとても幅広に取り組まれている印象で、こういう取組が広がればいいなと思いました。

意見としては、こういった調査の結果を、ぜひこれからPPP/PFIに取り組みたいと思っている

自治体さんが見て使えるような形で、分かりやすく情報発信していただけると良いと思いました。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

これは別に内閣府さんからお返事ということもないかもしれませんが、何かありますか。

○茨木企画官 ありがとうございます。分かりやすく情報発信するという事に留意して、この結果を広く自治体に伝えていければと考えています。

○北詰部会長 福島委員、お願いします。

○福島委員 私のほうも今回の調査はいろいろなポイントとか課題が明らかになったということで、非常によい調査ではないかと思いました。大変ありがとうございます。

その一方で、これはヒアリングの前の段階でもここで申し上げたような気はしますが、対象が限定的になっていますので、全体像として語るには少し想像力を働かさないといけないのかなとも考えています。

その中で一番気になったのは、これも前回に意見として出ていた一つだと思いますけれども、小規模自治体さんの体制整備になります。10ページにも難しいけれども対応は可能みたいなことが書かれてありましたけれども、どちらかというところ、ヒアリングされているところは比較的意欲のある自治体さんかなとも思いますので、これも額面どおり受け止めていいのかどうかというところかなと考えています。

次の議題でも窓口とか民間提案制度の所管課みたいな言葉が出てきます。この議題では制度所管課というような表現が出てきていまして、要するにPPP/PFIの専門部局みたいなものを設けたほうがいいですというようなことは言われている。それはもちろん確かだと思うのですが、そもそもそんなものをつくれな自治体さんに関しては、今すぐというわけではないのですが、少し抜本的なソリューションを考えていってもいいのかなという感想を持ちました。

要するに今回の①から③というところでは比較的 effort で何とかできる場所ですけれども、④のところの究極的な人手不足というのは、我々民間も含めてですけれども、努力ではいかんともしがたいところに来ているのかなと思います。職員の人も全くしかりで、人手がだんだんなくなっていくところで、いろいろな新しいミッションといわれてもというところがあるのかなと考えています。

そこで言いつばなしも何なのでジャストアイデアですけれども、例えば基礎自治体さんとかに代わって都道府県とか国が代行するようなサービスであるとか、あるいは自治体同士が共同体になってPPP/PFI事業を包括していくようなものを行えないかなと考えています。前者は、インフラの点検とかメンテナンスで今、代行制度というのが行われていますし、後者はごみ処理場とか水道事業の広域化などで既に実践例が出てきていると思います。必ずしもこうしたほうが良いというわけではなくて、選択肢の一つとして、例えばこんな方法もありますよというようなことを提示していくようなことも考えてもいいのではないかと思います。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

併せまして、本田委員からもお話をお伺いして、そこで事務局にお返事をいただきたいと思えます。本田委員、よろしくお願ひします。

○本田委員 御説明ありがとうございます。富山市の本田でございます。

まず、資料1の11ページの優先的検討規程の実効性向上のポイント案の中で③として、多様な効果の評価ということで位置づけていただいたことにつきまして御礼を申し上げます。このように、カーボンニュートラルなどを含む定性的評価についてしっかりと位置づけていただいたことは、非常に画期的なことではないかなと思っております。

今、福島委員の御発言にもございましたが、10ページの小規模自治体の取組に関連いたしまして、これはひとえに首長の意識の高さといいますか、そこにあると思ひます。お話にあったとおり、様々なプラットフォーム、本市では市中心でやっていたものを県に移行していくというようなやり方をしておりますけれども、そのプラットフォームを通じて核となる自治体との交流であるとか情報共有、それによって、それぞれの首長さんの意識というのはかなり変わってくるのではないかなと思っております。

あと、多様な効果に関連いたしまして、本来的にはPPP/PFIの効果というものは財政的な負担の軽減だけではなくて、繰り返しになりますけれども、地域経済の活性化など、地域課題の解決にも寄与するというのを、ぜひ国におかれまして、これまで以上にローカルPFIの推進と合わせまして、さらに情報発信していただくことをお願ひしたいと思っております。

以上であります。

○北詰部会長 ありがとうございます。

事務局よりお答えいただければと思ひます。

○茨木企画官 ありがとうございます。

自治体の体制整備というところが全ての課題の根底にあり、非常に難しいというか、そこは国が一番支援しなければいけないところと感じました。

自治体、もしくは国が代行するサービス、自治体が共同体を組む等アドバイスをいただきました。まず、国が持っている支援制度ですとか、専門家派遣という今あるツールをしっかりと使っていただいて体制整備をしていただくことを広げたいと思ひますし、さらには、地プラのネットワークを使って、優先的検討も助け合ってやっていくですとか、知恵をシェアし合う等の取組が有効ではないかなと思ひますので、そのような観点で体制整備の支援ということも、これから深めていければなと思ひます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

ほかに御質問・御意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

池田委員、よろしくお願ひします。

○池田委員 私からは、今回、すぐ的を射ているポイントをまとめていただいて大変ありがたいなと思っております。小規模団体のヒアリング結果の中で、体制整備が難しい、この体制を整

備するためにも、各市町だったりというところの意識の醸成が大事なのかなと思っておりまして、今回のヒアリング結果等を、ただ単に公表するだけではなく、能動的に発信する、市町へ向けて発信することも意識の醸成の一つとしてあり得るのではないかなと思った次第です。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

併せて宇野委員からも御発言いただきます。よろしくお願いします。

○宇野委員 宇野でございます。ポイント3の多様な効果の評価というところについて、スライドで言うと8枚目になります。このスライドの一番上の赤印になっているところに、VFMだけではなくて民間がノウハウを発揮し得る余地があるかどうか、どう生かせるかを確認することを考慮という記述がございます。これについて、具体的にはどのような点を評価しているのかという点を教えていただきたいと思っております。こうして多様な効果を重視した評価をすると言っても、中小規模の自治体で実際に運用してくときには難しい面もあろうかと思っておりますので、この評価の具体的な内容を少し教えていただき、かつそれを分かりやすく表現していただけたらありがたいと感じたところです。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

一旦このお二人の御発言に対して、事務局から御発言いただけますか。

○茨木企画官 ありがとうございます。

まず、この成果の発信という観点で、自治体に技術的助言という形で通知することを考えていますので、ホームページに公表するだけではなくて、自治体のPFI窓口部局に直接内閣府から送付をするというプッシュ型の発信をしようと考えています。

2点目の多様な効果につきましては、参考資料の14ページ、これから打ち出していくつもりなのですが、ローカルPFIということで、例えば地域企業の参画ですとか、取引拡大ですとか、あとは地域産材の活用、地産地消とか、地域交流活性化、あとは歴史・文化の保存、そういった価値を評価していくというイメージでございまして、具体的な例もこれから多様な効果の事例集を公表いたします。その中で具体的事例を挙げつつ、それぞれの事例でどういった指標で評価をしているか、指標の代表例も結構数多く上げますので、そのようものを参照していただくよう自治体に発信していくことを考えてございます。

以上です。

○北詰部会長 今、事務局から御発言いただいたものに加えて、もうちょっとストレートな効果としては、例えば早く事業ができるのを期待しているところがあったり、小さな自治体だとインハウスの技術を人員削減で持ちきれなくて、それでもその事業をやらなくてはいけないとなったときに外部からお願いしたりするというようなこともありますので、多様な効果がございしますので、今御説明いただいたよう側面で実施するという事は可能かなと思っております。

そういたしましたら、次にまいります。

藏重委員、村松委員、丹生谷委員、この三人の御意見をまとめて伺って、事務局にお返事いただくという段取りにしたいと思っております。藏重委員、よろしくお願いします。

○藏重委員 藏重でございます。どうぞよろしく申し上げます。

私のほうからは資料の3ページ目なのですが、今回ヒアリングをされているということで、先進自治体にヒアリングをしている。私はここで違和感があったのが、都道府県のところで広島県さんをヒアリングされていらっしゃると思います。これはどのような流れで広島県をヒアリングされたのかなというところを内閣府さんにお聞きしたいなと思ったところです。

もう一つは、これから小規模な自治体さんにPPP/PFIを推進していくという中で、どちらかというと、都道府県とかの腰が重いなというのは、ここに来て引き続き思っているところでして、次の検討課題なのでしょうけれども、例えば市町さんを推進していく形を都道府県と連携しながらやっていく形であるとか、当然都道府県としてもPPP/PFIを今よりも推進していくというような地域での連携体制も、この次の検討課題かなと思っておりますので、ぜひそういったところを御検討いただければと思っております。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

村松委員、引き続きお願いします。

○村松委員 村松でございます。御説明ありがとうございました。

ヒアリング結果は大変興味深い内容で、ぜひ活用に進められればと考えております。既に各委員がおっしゃってくださっておりますけれども、実効性向上のポイントを活用いただくためにいろいろな苦労があるとお伺いいたしました。プッシュ型というお話もございましたけれども、ぜひこれだけの貴重な実例というのが得られましたので、発信に当たっては説明をつけた形で活用を促していただければと思います。

やはりこういったものを使って首長の意識が変わることが重要だと、私どもは前々から首長の強いリーダーシップの下にこういったものが促進されるのだと思っておったのですが、現場で自治体の支援を行っているチームのメンバーから事例をいただいたので共有させていただければと思います。と申しますのは、自治体の職員の方が大分姿勢が変わってきたことを肌感として得られているようです。優先的検討がかなり浸透している印象を受けていると、首長のリーダーシップだけでなく、担当の職員の方もこの辺りを理解されて、PFI案件を進めていくにはと勉強しているケースも見られているということですので、こういった地道な働きかけを行うことによって、現場での浸透が進んでいる例がありますということで、念のために申し上げます。感想となります。

以上です。

○北詰部会長 職員に浸透しているというのはいいですね。ぜひどんどん浸透していけばと思います。

丹生谷委員、よろしく申し上げます。

○丹生谷委員 丹生谷です。よろしくお願いたします。

私のほうからは、具体的なところで7ページになります。皆さんのおっしゃるとおり、体制の整備が物すごく肝というか大事だと思っております。どこの部分でそういったもの

を入れていくのがいいのかなと、恐らく全面的にべったり張りついていくというのはなかなか無理があるし、コンサルさんを全部に入れていくのは予算がつかないところだと思うのです。今回の結果を拝見して、7ページに事業リストの公表がありましたけれども、事業の洗い出しと、その公表のところに慣れている外部の専門家の派遣であるとか、またはそういったような人に入ってもらって一緒に考えるというのは、一つポイントにしたらいいのではないかなと思ひながら、これを拝見しておりました。

右側の効果・課題のところにも課題と書いているのが、リストを出した後に、事業自体が廃案、または事業手法に戻すなどの可能性があり、民間事業者の影響について考慮が必要だというようなことがあって、これはそのとおりだと思います。

ただ、この辺で、要はあまり二の足を踏んでしまうようなことにならないためには、この辺は、ある程度慣れというところは非常に大きいのではないかなと思うのです。小規模自治体さんであるとか、今まであまり実績がないようなところは、どうしてもコンサバに考えてしまうところがあると思うので、その点を後押ししてあげる。実際にどのような形でいけばいいのか、例えばロングリストからショートリストにするには、事業を落としても、それはそれでしょうがないのですけれども、その辺の説明として、具体的にどのような形のものであれば問題なく、それはしようがないという形になるのかというところの感覚とか、そういったものもあると思うので、その辺に外部の方に入っていただくといいのではないかなと思ひました。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

では、事務局から御回答をよろしくお願いします。

○茨木企画官 ありがとうございます。

まず、アンケート対象に広島県を選定した理由ですけれども、事前に全国一斉調査をして取組内容を聞いておまして、その中で、3ページに○がついているような多様な効果を評価する、あとは体制整備に工夫しているといった観点で選んだというところ、また、ヒアリングを受けてくださるというところで、今回、広島県が対象になったという経緯がございます。

あと、市町と都道府県の連携というところで、やはりプラットフォームが一つの核となるのかなと思っております。

あと、優先的検討が自治体の職員に大分浸透してきたのではないかというお話をいただきました。大変我々もうれしく思っていますし、この流れをさらに加速するためにも地道な働きかけも重要なかと考えています。

あと、リスト公表の二の足を踏むところを後押しをということにつきまして、ヒアリングの中で、例えば川崎市さんがロングリストを公表するに当たっては、これは現段階のもので変更のあり得るものだということをしかり明示して公表していることで、問題なく運用できているといった話もありますので、そういったところも付記しながらお伝えしていきたいと思ひます。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

ほかにございましたらいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

この件に関して、私のほうからコメントに近いのですけれども申し上げます。

一つは、最初にありましたけれども、これは割と積極的に進めておられる方のコメントを聞いてまとめている状態ですよね。各委員の先生方の御発言の中に一部ありましたように、優先的検討をちゃんとやろうと思ったり、特に体制づくりなどをやろうとしたりすると、結構面倒ですよ。そういったことで若干嫌って動かないという方々に、よい面をお見せして動くという側面と、後押しするというか、お尻を叩くという側面と両方ないと難しいのかなと思っています。

そういう意味では、よい面をアピールするのはとても大事なわけけれども、それ以外にこうしていかないと、例えば自治体さんが抱えているような財政上の課題であるとか、新しい取組をしていかないと自治体間競争に負けていきますよ、そういうときにこういったPFIというのは民間のアイデアを取り入れてどんどん進めていく一つのすばらしいツールなのだけれども、やっていかないと、あなた方の自治体は大変なことになりますというような側面と、うまくバランスを取りながら進めていくことが必要になるのかなと思っています。

もう一つは、途中で私もコメントを入れましたけれども、VFMが小さくても進めるような定性的効果については、多分、今、躊躇している自治体さんが一番知りたいところだと思いますので、ローカルPFIも含めて丁寧に、いろいろな事例があって、多少事例としては特殊なものであったりとか、あるいは一例か二例ぐらいしかないようなものであったりしても、もしかすると、対象としている小さな自治体でも、これだったらうちでもできるかもというようなことの発想のきっかけですので、そういう些細な例でもいいと思うので、御紹介を丁寧にさせていただくと効果があるのかなと思えました。これはコメントですので、お答えいただかなくても結構でございます。

この点、すなわち、議題1につきましては、皆さんの御意見をいただいたと理解してよろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございます。

そういたしましたら、次の議事に進みたいと思いますが、議事の2と3は合わせて事務局から御説明いただくことになろうかと思えます。よろしくお願ひします。

○茨木企画官 まず、資料2を御説明いたします。

1 ページ目ですけれども、これは前回部会の資料です。民間提案が積極的に活用される環境整備を行うために、公共団体の受付制度や情報発信について、先進的な取組をヒアリングしようということでございます。その結果を踏まえまして、内閣府といたしまして他自治体の参考となると考える好事例をポイントとして以下にまとめております。

2 ページです。ヒアリング対象は6つの地方公共団体ということで、さらに民間提案を経験した4つの民間企業にもヒアリングを実施いたしました。

3 ページ、前回の部会でヒアリングをするに当たり、例えば民間提案の準備コストであったり、提案に至る判断基準といったものを聞いてはどうかといった御意見もいただきました。

これを踏まえまして、5ページのヒアリング結果でございます。まず、民間提案について加点措置を導入している5団体の概要をまとめております。加点割合、5～10%ということで、さらにこの割合を乗ずる対象が団体ごとに異なることが今回分かりまして、獲得点に対して乗ずる

場合と配点に対して乗ずる場合があったということでございます。

6 ページでございますが、加点措置に関する考え方ということで、公共団体側としては提案を正当に評価して提案意欲を促すということ、民間側としましてはインセンティブがなければ参加できなかった、加点措置が必要であるという意見がございました。加点割合をどう考え設定したかということで、他団体を参考にした、また、逆転可能で競争性が働くレベルとして、例えば5%と設定しましたといったこともございました。事業者側の意見としては、逆転可能性という点で10%は妥当であろうといった意見もありました。提案者になる分には高ければ高いほどいいのですけれども、それ以外となると、逆転可能性というのも一つの重要な観点だということが分かりました。

7 ページで受付体制の点です。窓口を一元化してSNSや地域プラットフォームで情報発信を行いながら、事前相談を受け付けて円滑に提案をしていただくといった仕組みを設けている例がございました。民間側の事業者の意見として、民間提案制度や募集情報を収集することが結構難しい、窓口一元化をしてホームページで情報を一覧にさせていただけるといった取組がありがたいという意見がありました。

8 ページは民間提案対象リストの作成と公表という観点です。作る過程としまして、民間提案制度を所管する部署が全庁的に事業リストを取りまとめて、ホームページに掲載するというやり方が効率的で分かりやすいのかなと思っております。さらに課題を一覧化して公表することでより効果的に提案を受け付けることができると考えています。また、公共団体側の検討の進捗熟度に応じて公表するという、例えばテーマ型、フリー型を使い分けたり、ロングリスト、ショートリストを使い分けることによって、民間事業者にとっても提案しやすい事業が探しやすくなって、絞り込みやすくなるといったことも有効と考えています。

9 ページは参考ですけれども、加点措置をする際に、公共団体において論点になりやすい点ということで、その考え方を参考にまとめております。

10 ページは、民間企業として提案に係る判断基準、提案コストを聞いたものですけれども、インセンティブがあると予算も使いやすくなり提案がしやすくなるという意見がございました。また、かけたコストとしては100万円から数百万円という例が多くて、主に人件費であって必要に応じて外注費、デザイン費といったものが発生するというところでございました。

こういったヒアリング結果を踏まえまして、11 ページに民間提案の実効性向上のポイントということでまとめています。

この結果の使い方ということで、12 ページ、先ほどの優先的検討と同様なのですけれども、そのポイントを地方公共団体に示した上で、加点措置、受付窓口の設置、事業リストの公表など民間提案の実効性ある運用がなされるよう、プッシュ型の通知をしていきたいと考えています。併せて、内閣府の支援事業を使っていただくことを推奨するとともに、民間提案受付窓口の設置状況や提案を受け付ける事業リストの公開状況を今、内閣府でまとめております。これをホームページに公表して、情報発信をしてまいりたいと考えております。

資料2は以上でございます。

続いて、資料3の説明をさせていただきます。資料3は、今回、事後評価の実施状況調査をしましたので、結果報告をさせていただきます。

まず、1ページ目ですけれども、令和3年度末までに満了したPFI事業と、令和7年度末までに期間満了する事業、合わせて271事業を調査対象といたしまして、252事業、約93%の回答を得ました。

2ページが結果です。事後評価の実施状況ということで、令和3年度末までに満了した事業については、事後評価を実施したのは33%でございました。一方、令和7年度末までに終わる予定の事業については実施済み、もしくは予定を合わせて77%と、大幅に増加をしております。これは令和3年4月に策定いただきました事後評価マニュアルですとか、同年6月の通知が一定の効果を発揮していると考えております。引き続きマニュアルを活用した事後評価の実施を公共団体等に周知をしていく必要があると考えています。

3ページ、期待した効果が得られたのかという評価結果でございます。財政負担縮減効果については99%の事業で、さらに地域社会経済への効果についても9割以上の事業で期待どおり、もしくはそれ以上の効果があったと評価をされておりました。

4ページは参考で割愛させていただきます。

5ページの右側のグラフですけれども、結果を公表したもしくは今後公表予定は合計で5割程度にとどまっています。、せっかく良い評価がされているのに公表はかなり限られているということもありますので、公表を促していく必要があると考えております。

6ページ、どのような体制で事後評価を実施したのかということですが、事業担当部局で事後評価をしたというのが7割程度で、内閣府のマニュアルを使ったのが5割弱という結果でございました。

7ページにもありますとおり、意見として事業間比較を容易にする、また、事務の効率化を図るという観点で、評価項目や方法、様式等をもっと標準化してほしいという意見もありました。こうしたことを踏まえまして、負担軽減の観点からマニュアルの改良等も引き続き検討していく必要があると考えています。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

では、これに関する質問・コメント等をほぼ同じ方式で進めていきたいと思っておりますので、御発言を希望される方は挙手ボタンを押していただければと思います。いかがでしょうか。

下長委員、よろしく申し上げます。

○下長委員 民間提案に関する資料2の11ページのヒアリング結果を踏まえた民間提案の実効性向上のポイントというところで、加点措置のポイントの話があったかと思っております。これの②で「加点割合は提案者の提案意欲の促進と新規参加者が逆転可能性のある競争性の確保の両方を考慮して設定することが重要」という記載があり、これはまさに書いてあるとおりでございます。

私は前回もご意見を申し上げたのですけれども、この加点割合をどれぐらいにするのかということについて非常に深い問題だと思っております。今、5～10%ぐらいの相場感ができつつあ

るとは思っているのですが、実際は民間事業者からすると、この加点割合を提案者が一定得ているということで、そこに競争性優位が既に働いている状況になるかと思えます。そのときに、同じ内容の定性的な提案をしたときは価格の勝負になりますので、加点の割合で何億円削らないと先行提案者に勝てないというお金の話に直結するというところが、この加点割合の非常に難しいところだと思います。

ということで、ここの提案意欲の促進と競争性確保のバランスとともに他の評価項目、これは価格評価を含むのですけれども、他の評価項目とのバランスも非常に重要だという示唆を入れていただきたいと思っています。他の評価項目、特に価格要素の評価項目とのバランスに留意が必要だということを促していただきたいと思えます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

そうしたら、福島委員、池田委員まで行って御回答いただこうと思えます。福島委員、よろしくをお願いします。

○福島委員 私のほうからは、資料3についてコメントさせていただければと思えます。

まず、2ページのところに書いていただいていますとおり、事後評価マニュアルの公表が事後評価の実施に一定の効果があったというところは、この部会の委員としても大変喜ばしい話と思っております。

一方で、マニュアル公表直前の2年前の事業推進部会のことを思い起こしてみますと、よく議論になっていたのが、まさに4～5ページに書いていただいている事業終了時のVFMの算定と事後評価の開始時期の2つだったように思います。

先に後者の5ページのほうの事後評価の開始時期については、この部会でも早い、早くないと、結構議論があったかと思えますけれども、マニュアルのほうには結局期間満了の4年程度前からの着手と書かれました。5ページによると期間満了年度の前々年度が32%ですけれども、グラフをよく見ると、さらにそれ以前のところが31%というところなので、こちらはそういう意味ではおおむね合っているのかなと思えますが、結構議論のあったポイントですので、もしマニュアルの改良の検討をされる機会があれば、この辺りの結果も見据えて検討いただければと思えます。

4ページのほうに戻って、事後VFMというような呼び方をしていたかと思えますが、ここについては、私のほうが2年前の部会で結構確認をさせていただいて、そのときの議事録を見ると、VFMの事後評価はしませんという整理をしたということで、マニュアルにもそのような明記はされていません。つまり、事業終了時のVFMの算定までは求めないということが、この部会での結論だったかと思えます。しかし4ページを見ると、決して少なくない自治体さんが事業終了時のVFMの算定を行っていることが見て取れます。

そのときの議論で算定を求めなかった理由としては、すごく簡単に言うと自治体の過剰負担を避けることだったかと思えますので、その趣旨をこの部会としても貫くのであれば、もちろん算定されることを拒むものではないとは思いますが、マニュアルに事業終了時のVFMは求めませんか、そこまでは強いてやりませんか、何か明記したほうが、もしかしたらよいのか

なとも思いました。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

では、池田委員、よろしくお願いします。

○池田委員 私のほうからは、民間提案の受付体制についてです。小規模事業のバンドリングだとかというところがあると思うのですが、ここに関して民間からバンドリングを提案させていただく際に、その窓口というのがどこに行ったらいいのかなというのが、私がもし民間の一事業者として提案する場合に分かりづらいいかなというのが、その辺をどう考えていらっしゃるのかなというのをお聞きしたいです。

以上です。

○北詰部会長 では、事務局、一旦よろしくお願いします。

○茨木企画官 ありがとうございます。

加点の割合は前回も御意見をいただきました。加点1点というのが審査において、ほかの評価項目、もしくは価格とどうバランスを取っているのかというのを考慮すべきということで、かなり深遠なテーマですよね。すごく難しい。特に国直轄で用いている除算方式は結構分かりやすいですよね。分母が価格で分子が技術点になっていて、点数が価格の幾らに該当するのか結構分かりやすく整理できると思うのですが、公共団体がよく用いている技術と価格を足し算する場合というのは、我々もいろいろ試算すると非常に難しい。

さらに技術と価格が、技術8、価格2等になっている場合、技術点の割合が大きな割合を占めているということで、バランスを取ってくださいというのは言えるような気もするのですが、方法論として何か示せるものが今のところなかなか難しいなというのは、今思っているところです。

もし、自治体でそういう議論があったとかいう事例があれば教えていただけると、我々も勉強させていただきたいなというところがございます。答えになっていないのですが、なかなか難しい問題ではあるなと考えています。

あと、事後評価の開始時期と、VFMを求める、求めないということにつきましては、事後評価に取り組んでいただくことが第一で、あまり過重にしない、負担軽減という観点がかかなり重要だと思います。その点を踏まえて、今回の結果も踏まえて、ガイドラインの書きぶりを考えたいと思いますが、4年前に事後評価を開始するのはかなり早いのではないかという意見もあります。10年の期間の中で4年前から事後評価をしろというのはかなり大変だという観点もありますし、そこは負担軽減の観点から記載については考えさせていただければと思います。

バンドリングを提案する場合の窓口につきましては、一元化された窓口があつて、そこに提案していただくのが理想系だと思います。今、内閣府で一元化された窓口の地方公共団体の情報を集めて発信しようとしていますので、そこを民間の方にも見ていただけるように発信をしていくことで、一元化されたところに提案していただけるようになれば良いと思っています。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

1点目の、1点幾らに相当するかに関する研究論文というのが、たしか2～3本あったはずですので、また私のほうも勉強して御紹介できればと思います。我々のこの委員会の前任の宮本和明先生の論文にもありますので御紹介できればと思います。ただ、絶対的な解決案を出しているわけではありません。有効な情報であるという内容かと思っています。

では、山口部会長代理、よろしく申し上げます。

○山口部会長代理 御説明ありがとうございました。私から2点あります。

1点目が資料2の民間提案の実効性向上ということで、12ページで、地方公共団体等に対して民間提案の実効性向上のポイントを示し、加点措置、受付窓口の設置、事業リストの公表等、民間提案に関し実効性ある運用がなされるよう通知ということなのですけれども、この中で特にポイントになるのは事業リストの公表ではないかなと思っています。

先行事例で言いますと、川崎市は専門部署があって、そこがリストアップする。一方で沼津市の場合ですと、全庁的に照会をかけてリストアップしていくということなのですけれども、これにはどういった事業が民間提案に向くのか、どういった事業であれば向かないのか、向く事業と向かない事業がある。そこをきちんと整理してリスト化していかないと、民間事業者もそれに振り回されるということが当然起きますので、リスト化に当たって、どういった観点で候補となる事業を選定していくのかということの方向性を少し示してあげないと、リストを作りなさいということで通知をしても、どうやったらいいか分からないではないかなというところがありますので、その辺りの整理が必要なのではないかなということが1点目です。

2点目が、今度は資料3になりまして、7ページの事後評価に関して、マニュアル等ということで、評価結果の事業間比較の容易化や、さらなる事務の効率化を図る上でも評価項目、方法、様式等で標準化を検討してほしいといった要望がありまして、これはそのとおりだと思っています。その点で少し留意が必要だと考えているのが、内閣府が推進している事後評価というのは、事業が終わった後ではなくて、要は事業が終わる前の段階で事後評価を行ってくださいと、目的としては大きく2つあって、現行事業の成果を確認するとともに次期事業の検討につなげるということがあるわけです。

そうした場合に、先ほど公表すべきだという話だったのですけれども、公表するといった場合に、どうしても自治体としてはリスクを回避したいということがありますので、こういう成果が出ましたということで、いいことばかりの評価になってしまって、いわゆる次期事業の検討に当たって、現行事業でこういった課題があるので次期事業ではこういった点を修正して事業スキームを組み直したらいいのではないのかとか、そういった検討に資するものがほとんど事後評価でなされない、あるいは公表されないというリスクがあるのではないかという気がします。もし、先ほど申し上げた評価項目、方法、様式等の標準化というところで、ここを進めていくのであれば、必ず次期事業の検討に向けた課題とか留意事項という項目を設けていただいて、それを記載していただくことにしていただいて、全体として様々な点で非常に効果が出たということはあるのですけれども、一方で、個別で細かく見ていくと、こういった点が課題として挙げられ

ると、次期事業の実施に当たっては、こういった点をこういった形で見直す必要がある。そういったこともきちんと記述できるようにしていただきたいと思います。

私からは以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

本田委員、難波委員の順でいきたいと思います。本田委員、よろしく申し上げます。

○本田委員 私からは3点ほど意見を述べさせていただきます。

まず、資料2でございます。10ページの民間提案実施の判断基準、期間、費用についてであります。PFI法の6条提案も含めまして、民間事業者さんからいただく様々な提案を見ておりますと、案件によっては物すごく労力やコストがかけられたものがございます。このことは様々なコンペに共通して言えることでありますけれども、第一義的には当該地方自治体がそういった貴重な民間提案を評価して、何がしかの支援ができれば提案者のインセンティブも高くなると考えておりますが、そういった点につきまして、本日、民間事業者を代表されての他の委員の皆様のお考え、あるいは国のお考え、あるいは支援の可能性について御教示いただければ幸いです。

2点目は、資料3の3ページの②の期間満了時点における評価についてであります。地域社会や経済の効果について、9割以上の事業で期待どおりかそれ以上の効果が発揮された結果が出ております。そこで伺いたいのは、地域社会、経済への効果の評価、これをどのような視点、あるいは手法で実施されたのか。例えば項目で加点していったのか、あるいはヒアリング等で評価していったのか、どういったフォーマットを作られて評価されたのか、そういったようなことについて可能であれば御教示いただければ幸いです。このことは定性的評価を含むVFMを補完する新たな指標への手がかりになると考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、7ページの事務評価実施上の課題についての意見についてであります。現行のマニュアルはPFIに対してのものでございますけれども、可能であれば、PPP用のものもぜひお示しいただければ、大変作業もはかどるのではないかと、担当者レベルでは強く感じております。なかなか事後評価まで手が回らない地方公共団体への負担の軽減が図られる、あるいはネクストステージ、次の時期の事業や類似事業の手法検討に生かすこともできる事後評価とするためにも、ぜひマニュアルの改良等の事後評価への支援をお願いしたいと考えております。

以上であります。

○北詰部会長 ありがとうございます。

引き続き、難波委員、よろしく申し上げます。

○難波委員 難波です。資料2のほうから、まず一言コメントです。先ほどほかの方からもありましたけれども、加点割合と他の評価項目というところで、特にここ1～2年の間、建築資材の高騰の関係もあって、価格での差がすごくつきづらいいいとか、ほとんど価格点の差がつかない案件がすごく増えてきている中で、いきなりここで5%、10%という加点が乗ってくると、価格などをほぼ無視してでも何となく提案を入れて早いもの勝ちで提案すれば、それが有利になるみたいなことが起こってしまいかねないところもあります。

もちろん一律に何%だったらよくて何%だといけないとかという話でもないでしょうし、事業費の問題であったり、難易度の問題であったり、いろいろな要素があると思うので何とも言えないことだと思いつながり、難しいなと思って聞いていましたというすごいコメントで申し訳ないのです。

特に最近、本当に価格点の差がつかないというのが、どこも起こってきていて、評価の中での価格の評価割合を上げようというような議論が出てきたりして、6：4にしますとか、5：5にしますと言い出すところがあって、それは価格も重視しなければいけないので、価格点での差がある程度つくようにしたいからですというような議論が出ていたりもするので、いろいろ情勢が変わってきている中で、情勢を見守りながら適宜国からもいろいろなアドバイスを自治体さんにしていただければいいなと思いますというコメントです。

次に資料3の事後評価に関して、先ほど来の本田委員からのコメントにも関連します。先ほどの議題1のところでも多様な効果というような話題が出ていたので、そういった部分をもう少し、今の事後評価マニュアルの中だと地域経済とか地域企業の参画状況とか、そういったところが書かれていると思うのですが、それ以外にももっと新技術が採用されるようになったとか、自治体側の体制や意思決定に何か影響を与えたとか、いろいろな定性的な部分もあるかもしれないので、そういうところを見ていただけるようなものを少し促してもいいのかなと思いました。

もう1点、事後評価に関して、これまでと違うところとしては公共から民間への移管だけではなくて、民間から民間への移行というのがどんどん増えてくると思うので、引き継ぎをきちんとするとか、引き継ぎの体制がどうだったかということも後でちゃんと評価をすることによって、現行の事業者さんが次の事業者さんに対し、きちんと引き継ぎをしていかなければいけない、それをしないと評価されないというようなところも意識としてつくっていただけるようなことが入っていくといいのかなと思いました。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

では、一旦事務局よりお話しいただければと思います。よろしくお願いします。

○茨木企画官 ありがとうございます。

事業リストの公表で、どういった事業がPPPに向くのか、向かないのか、ある程度濃淡をつけて公表する必要があるだろうということにつきまして、濃淡のつけ方としては、例えば多様な効果の事例集とか、そういったものを見ていただいて、こういったものはPPPになじむであろうとかを見ていただくやり方もあるかなと思っていますので、そういったことも含めて事業リストの公表に当たっては、民間側もある程度当たりをつけやすい工夫というのは示していきたいなと考えます。

標準化に当たっては、次期事業に向けての課題ということも書き込めるようなフォーマットにしたいと思います。

事後評価に当たって多様な効果をどう評価したかということですが、評価項目として

は選択肢にあるとおり、例えば利用者増加とかサービス水準の向上、地域活性化を聞きいていて、どのように評価したかまでは、今回聞いていないというのが正直なところですが。これに関しても多様な効果の事例集で、どのような指標を定量的に評価したか等もお示しをしていますので、活用して頂く方向かと考えています。

事後評価で多様な効果を評価するに当たっては、当然、これからローカルPFIとか多様な効果を評価した上で事業を始めるときには、それが履行されているのかということも確認が必要ですし、事後評価でも必要になってくると思いますので、事業の入り口部分で評価したものは、事後評価でも一貫通貫で評価するなど、全体を見ながら事後評価制度も考えていく必要があると考えています。

また、引き継ぎが終わっていない状態で事後評価が始まってしまうこともあり、時期的な整合が取れるかというのがあるのですけれども、事業開始時点で引き継ぎ情報整理を契約上で位置づけておくのが重要な観点と考えます。

以上でございます。

○北詰部会長 これから始まるPFIで、最初の段階で事業の終わり方について、かなり評価項目を定性評価の項目に挙げていたり、民間事業者さんからの御提案の中にも具体的な御提案が出てきたりするように最近なってきたかなと思っていて、幾つかの議論の中で、そういった効果もあるかと思っています。ただ、まだ不十分ですので、ぜひ先ほどお答えいただくことをやっていただければと思います。

それから、1点目のリストの公表についても、多分山口委員の趣旨は民間が振り回されないよということだったかと思っていますので、自治体御自身が極めて積極的に狙いを定めてリスト公表されているところはいいのですけれども、いろいろとにかくリストを出しておいて、どなたか民間からいいアイデアがあったらもうけものみたいな形を出して、機械的に基準を決めて出されているようなところももしあったとしたら、それはかなり振り回されるところがございしますので、リスト公表はちゃんと狙いを持って、あるいは場合によっては狙いも併記して出すようなこともあってもいいかなと思っています。もしかすると山口委員と違う意図かもしれませんが、私自身はそう思っております。

では、丹生谷委員、お願いします。

○丹生谷委員 私のほうからは、資料2の7ページの民間提案の受付体制のところですが。民間提案の場合は、民間の事業者さんは非常に用意をされて専門分野に詳しくてというようなところで、特に小規模な自治体さん、あまり慣れていない自治体さんとの間のノウハウとか情報量の差がかなり大きくなっていることもあると思うのです。その辺で、どうしても自治体側としては受け身というか、押されるような形になりやすいということも傾向としてあるかと思うので、民間提案に関してはイニシアティブを発注者側がしっかり取っていただけるような形での、外部の専門家からの支援であるとか国からの支援であるとか、そういったようなことを厚く考える必要があると思います。

それから、加点についてはマストでなければいけない、加点とかメリットがなければ誰も提案

してくれないので、それはどうしても必要だと思うのですが、あまり高いと、どうしてもほかの事業者さんとかは、最初からこれは決まっているということで、そこにリソースをかけるメリットが全くないということになるので、そうしますと、結局、競争性を削ぐという結果になるので、あまり高いのはどうなのかなというところがございます。例えば民間提案が出された事業について、結果的に競争性が確保されたような結果になったのか、例えば入札をして、1者入札みたいなものが多くなったりしていないかとか、そういったところの競争性確保についても、案件が増えてきたところで、内部的な支援として情報収集をしていくというようなところで競争性確保を入れていただけて、お調べいただけるといいかなと思いました。

それから、資料3につきましては事後評価ですが、これは結局、今、公表していないところが半数ぐらいに上っているわけです。何で公表しにくいのか、単にマンパワーというのももちろんあると思うし、算定が難しいところもあるのかもしれないですが、もしかしたら、事業の非常に具体的に詳細なところを開示せざるを得ないというような形になるというお考え、また、事業者さんのノウハウとか情報に関わるようなことを開示するようなことになってしまうというような懸念が、もしかしたらあつたりもするのかなと思ひまして、もし、そういうようなことがあるのであれば、その辺はうまく、マストではないことについては出さないでもいけるような形であるとか、公表の項目であるとか、公表の仕方であるとか、そういったようなものを考えているときに御支援をしていただく、またはよさそうな事例を公表したものについてのやり方というものを幾つかお示しいただくとか、そういうことも考えられるかなと思ひます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

特にお手が挙がっていないようですので、事務局、よろしくお願ひします。

○茨木企画官 ありがとうございます。

民間提案について、発注者側がイニシアティブをしっかり取れるように外部の支援も必要だろうという御意見につきまして、内閣府としては高度専門家派遣、専門家派遣、による支援制度を準備しておりますので、積極的に使っていただくことをPRをしていきたい思ひしております。

一方で、民間提案に対する支援というのは考えていくと結構難しく、公共側が計画できないのです。提案が上がってくるのか上がってこないのか、不意に上がってくることもあるので、例えば5件提案が来ますから予算はこれだけ必要ですというプランができない難しさがあるというのは実感しているところです。そういうこともあるので、今回のヒアリングで挙げられた、事前相談を必須もしくは受け付けることで、ある程度、自治体側も準備、体制なりが取れる。もしくは内閣府に支援を求めることもできることもあろうかと思ひますので、事前相談がポイントになってくるのかなと考えています。

あと、民間提案で競争性があつたのかということにつきましては、今回ヒアリングした中で聞いたこともあり、説明は省いてしまったのですが、9ページの公共団体における論点4の2ポツ、3ポツのところ。ある一つの自治体は、提案者しか応募しなかつたので、結果的に競争意欲を低下させてしまったのではないかという意見もありましたし、提案者以外の応募者

もあったので競争性はあったというところもあるので、これはサンプルが少ないので何とも言えないのですけれども、もう少し調べる必要があるかなと思います。

公表の仕方として、これも公表しているところの事例をもう少し深めて、良いやり方をもっと参考にする必要があるかなと思います。当然、次の事業の競争性に関わるところは公表しないというのが基本的な考え方だと思います。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

まだ、僕もジャストアイデアなのですから、民間提案のほうですが、当然皆さんが背景にお持ちのバックグラウンドとして、提案者は必ずしもよい実行者とは限らないというのが前提ですよ。だから提案は受けて、その事業が進んだとして、実は提案者以外に極めて有能な実行者がいれば、そちらにやっていただいたほうが公共事業としてはいいのです。民間事業としてはたまったものではないのですけれどもね。だからそういうバランスを考えると、あくまでも公共サイドから考えれば、有能な実行者さんがそれなりの受注するチャンスをちゃんと受けているという観点も必要になるのかなとは思っていますので、暗黙の了解のように議論が進んでいるけれども、そこら辺りも整理しておく必要があるかなと思います。

あと、私自身、解釈がちょっと分かっていないのですけれども、加点をする比率の元になるものの中で、価格点、性能点とあって、価格点に比率を掛けるというのはどういう意味を持つのだろうか、性能点に比率をかけるのは、御提案があって、それが極めてすばしかったからということ、それから、価格を下げるような、コストを削減するような新しい提案があったとしても、それは既に下がっている価格で評価されていて、併せて性能点のところにもそれなりのことが書かれている。川崎市さんでしたか、価格点も含めたところに比率がかかっているのですけれども、これは加点のどういう意味を持っていると考えればいいのでしょうか。慎重にここは考えなくてはいけないのではないかなと思います。

とりあえず以上です。

もし事務局のほうで何かお考えがあれば。

下長委員、関連してのコメントであれば、ぜひいただきたいです。

○下長委員 今のことについて短くコメントさせていただきます。我々は公共側のアドバイザーをやっているときに、もともと提案者加点がない案件でも価格の評価と定性部分の評価の割合をどうするのかということについて、毎度毎度相当の議論を自治体さんで行っています。そのときに、1点の価値をしっかりと考えることが非常に重要だということを感じています。価格評価のほうは何億円下げれば何点になるということがはっきりと出てくるのですが、定性部分の評価は定性的でなかなかはっきりしない中で、新たな加点の要素として提案加点というのが入ったときに、価格と価格以外のバランスという深遠な問題もあることを踏まえてしっかり評価項目間のバランスを考えて配点してくださいという視点を与えるだけで私はいいと思っています。

正解は無くなかなか難しいと思うのですけれども、単に逆転が可能かという視点だけではな

くて、評価項目として点数のバランスというのは非常に重要ですよという示唆を与えていただければいいと思います。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

どんどん実施していく中で、自治体さんも含めて議論を深めていく中で、もしかすると、より正解に近い御意見ができるかもしれません。実績をもう積み上げてまいりましょう。

この件について御議論はよろしゅうございますでしょうか。では、一旦このテーマについては区切らせていただきます。また、何か指摘すべきこと、思いついたということがありましたら、事務局にメール等をいただければと思います。

それでは、報告の4「アクションプラン（令和5年改訂版）の方向性について」というテーマに移りたいと思います。本件は、もう一つの部会のほうの計画部会で審議中ということでございます。事業推進部会としての意見も計画部会での審議に反映させたいということで、事務局からお話をいただいておりますので、説明を聞いた上で御意見を賜りまして、これを計画部会へのメッセージという形にさせていただければと思います。

では、事務局より御説明をお願いします。

○茨木企画官 資料4でございます。

まず、1ページ目、改定の方向性に関しまして、事務局案として議論のたたき台なのですが、基本的な考え方としましては、現行アクションプランが10年ぶりに大改定され、今後10年間で30兆という目標を掲げて各種施策を推進しています。この基本的な考え方は維持をした上で、PFI推進委員会での御議論であったり、政府の施策の動向等を踏まえて4つの観点での拡充と考えています。

1点目が、GXへの貢献などPPP/PFI活用の新分野を開拓していくということ。

2点目が、新技術・サービスの導入促進ということで、スタートアップなどが持つ革新的な技術をPFI事業へ積極的に導入して、PFIの長い運営機関においても運営を陳腐化させず、継続的なアップデートを図っていくということです。

3点目が、ローカルPFIということで、地域企業が主役となって地域社会経済への貢献に焦点を当てたローカルPFIを推進する。

4点目が、個別の施設・分野を横断する形で、より上流側で地域全体の経営視点を持った官民連携の研究をして推進していくということでございます。

この4つの観点で、2ページにありますような現行のアクションプランの中に組み込んで拡充をしていくことを考えています。

3ページですけれども、新たにアクションプランに記載することを検討している分野の例です。

GXの切り口として、例えば治水・利水ダムにおいて水力発電設備の新增設に官民連携スキームを用いるハイブリッドダム。

スモールコンセッションということで、例えば空き家とかの既存ストックを活用した官民連携事業をより手間が少ない形で迅速に実施する取組。

自衛隊の隊舎、宿舎、病院等にPFIを導入する。

港湾緑地で民間が運営する収益を緑地に入れられるように活用する。

漁港施設、もしくは水面を官民連携によって活用を促進していく。漁業体験とか渚泊、渚に泊まる体験型の事業とか、そういったものを推進していくというものでございます。

5 ページは、2 点目の新技術・サービスの導入促進ということで、運営期間が長期にわたるPFIで運営管理を陳腐化させないという観点で、スタートアップなどの技術・サービスを積極的に導入していくというものです。PFIはSPCがサービス水準を満たす限りで、自らの裁量で技術導入できると思っていますので、一つ一つ自治体が調達する必要はない。そういった特徴もありますので、新技術の社会実装、スタートアップの育成の観点でもPFIは有効であると考えています。そういった取組を促進するためのスキームやインセンティブの与え方を研究して横展開を図っていくということを考えています。

6 ページに事例があります。例えば愛知県の有料道路コンセッションでは、SPCが課題を提示して、ベンチャー企業等が技術提案して、技術実証をして、成果が出たら実フィールドに適用するといった取組をしております。

7 ページでローカルPFIでございます。ローカルPFIの定義のイメージですけれども、右側に赤点で囲んでいますが、3つのコアバリューに該当するものです。1点目が地域企業の参画、2点目が地域産材の活用、3点目が地域人材の育成、こういったものを必須要件として、さらにそのほかの周辺にある多様な効果が期待できる事業をローカルPFIとして推進していく。そのために内閣府としましても各省庁であったり、PFI推進機構とか、地銀、商工会議所と連携して、地域プラットフォームの支援から案件形成、事業者選定、効果把握、そういったあらゆる段階でこれが推進される。そういった環境整備を図っていきたいと考えています。

8～10ページはローカルPFIの事例としてまとめておりますが、全ての事例で地域企業が代表企業となっておりますし、それだけでなく、地域雇用の拡大、食材活用などのコアバリューを有する事業でございます。

11ページ、4つ目の視点で地域経営型官民連携の推進ということで、個々の施設ではなくて地域全体としてインフラ公共サービスを最適化していく。そういった視点での官民連携にチャレンジしていくということで、より上流段階での官民連携です。例えば包括連携みたいな若干緩やかな連携から入っていったって、事業展開するに当たっては具体的な手法としてLABV方式ですとか、シュタットベルケ的な地域のインフラを総合的に担う会社をつくるといった形で発展させていくようなモデルが考えられるのではないかとということで、内閣府として実例を基に研究していったって、横展開を図っていけないかと考えています。

以上、新しいアクションプランの方向性ということで御紹介をさせていただきました。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

先ほど申し上げた趣旨でございますので、各先生方、いろいろなコメント・メッセージを計画部会に伝えていただく内容を御紹介いただければと思うのですがいかがでしょうか。

では、福島委員、よろしく申し上げます。

○福島委員　まずは計画部会の審議事項をこちらのほうでも御報告いただき、また、意見を述べさせていただく機会を与えていただいて非常にありがたく思っております。その上で、私のほうから3点ほどです。

まず一つですけれども、ローカルPFIとかスモールコンセッションという言葉が目を引き、それらが目指すものをももちろん決して否定するわけではないのですけれども、あまり強調されすぎるとPPP/PFIも一応一つの産業ですし、グローバルな意味では投資対象という形にもなりますので、案件が小ぢんまりしてくると、もっと言うと、大企業さんがPPP/PFIからそっぽを向くようなことがあっては本末転倒かなと思います。もちろん今回いただいている資料というのは、そういった新しい動向の部分だけを切り抜いたものと思っておりますので、本編のアクションプランをつくられる際には、そういった辺りのバランスを意識してつくっていただければと、要するに縮小均衡していく方向ではないですということ、見え方を工夫していただければと思います。

2点目は、②の新技术・サービスの導入促進というところですが、そのためのインセンティブとして指標連動方式、アベイラビリティ・ペイメントのことを例として挙げられています。もちろんこれもそのとおりだと思いますけれども、そもそも日本のPFIは、性能発注を前提としながらも実態的には仕様発注になっているような事例が多く見受けられますので、アベイラビリティ・ペイメントの前提もそうですけれども、そもそも、性能発注を徹底してPFIをつくっていくことが、メッセージとしては重要ななと思っています。

最後に3つ目、やや個人的なものですけれども、12ページに幾つかの地域経営型官民連携を挙げていただきました。その中でシュタットベルケは個人的にいろいろ、何年前かにやっていたこともあって、ブームとしてはもう終わったのかなと思っていたので、今回取り上げられていたのでちょっとびっくりしています。

今回、ここで妙高市さんの事例で挙げられているのは、どちらかというユーティリティー事業が中心になっているかと思えますけれども、本場のドイツのシュタットベルケはユーティリティーをベースにして、通信だったり地域交通のソリューションにもなっているところがあります。傍聴として国交省さんが入られていますけれども、今、恐らく日本でも地域交通は大変な問題になってきていると思いますので、もしかすると、このシュタットベルケみたいなものが地域交通のソリューションの一つになってくる可能性もあるというようなところを、かつて研究していた人間として申し添えておきたいと思えます。

以上です。

○北詰部会長　事務局から、これは回答というよりも計画部会に伝えるということですので、コメントがあればいただければ結構ですが、御意見を賜りますということによれば、それで結構です。いかがでしょうか。

○茨木企画官　計画部会の議論の参考に反映させていただければと思っています。シュタットベルケは一周回ってという議論は計画部会でもあって、エネルギーを核としたという観点では一周回ったかなと思うのですけれども、それに限らずいろいろなインフラ、地域交通も含めてと

いうことで、名前のつけ方は難しいなと思っているのですけれども、幅広い意味でのシュタットベルケと捉えていただければと思います。

○北詰部会長 ほかに御意見等がございましたら、よろしく申し上げます。

では、下長委員、よろしく申し上げます。

○下長委員 今回のシュタットベルケのところが非常に私も興味深いと思います。PFIとかPPPは契約ベースだと思うのですが、地域経営型官民連携という言葉の中には、事業を行うピークルとして官民連携のピークルをつくるというような議論が当然出てくるのかなと思います。

もともとPPP/PFIは第3セクターが日本の歴史の中でなかなかうまくいかなかったという反省の中で、PFIとかPPPがいいのではないかというところから20数年前に始まったものと思いますが、私自身は決して第3セクターというのは悪い仕組みではないと思っておりまして、今の時代に合ったいい良い3セクターつまり官民連携ピークルをこれからしっかり考えてつくっていかなくてはいけないと思っています。この日本版シュタットベルケだとか、あと、エネルギー分野の地域新電力とかもあると思いますが、そういった良い意味の第3セクターがこれから必要になると思っておりまして、そういう議論をぜひ計画部会でお願ひしたいと思っています。第3セクターという言葉は使わないほうがいいと思うのですけれども、そういうこれからの良い官民連携ピークルの在り方論みたいなのところを考えていただければいいと思いました。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

村松委員、よろしく申し上げます。

○村松委員 こちらのアクションプランを拝見しました。興味深い内容ばかりで、御説明いただきましてありがとうございました。

①の新分野の開拓のところ、こちらが私は大変興味を持ったところの一つなのですが、GXへの取組を明記していただいたのは非常に意義深いところだと思います。と申しますのは、地方自治体さんを拝見していますと、どの自治体におかれても2050年カーボンニュートラル達成というのが、判で押したように皆さんおっしゃっているのですけれども、具体策がなかなか見えてこない、進まないといったようなところもあるかなと思っております。

こういった形でPPP/PFIを使って社会課題の分野で、地域で取り組むということも後押しになっていただければ、各自治体でターゲットとして設けられていらっしゃることへの後押しになると思います。方策として幾つか書かれておりましたけれども、先ほど下長委員からもお話がありましたように、地域新電力であったり、既にお取組をされていらっしゃると思うのですけれども、公共施設におけるオンサイト、オフサイトPPAであったり、再エネ電源の促進という形でやっていらっしゃる、あと、再エネ電源の発電事業、ごみ処理場とかもそうだと思うのですけれども、こういったものの建設と運営とか、なじみ深いものもありますので、ぜひこういったところの取組の推進になればと思います。

ZEV化も含めていただいております。各自治体さんもこちらは取組をすべきと思いながらも、やはり建設コストが非常にかかるということもあって、予算をつけるためにもこういったとこ

ろで含めるのが後押しになるかと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○北詰部会長 ありがとうございます。

藏重委員、よろしくお願いします

○藏重委員 今回のこのアクションプランの改定で、③のローカルPFIとか、地域経営型官民連携ということで、いよいよ地方の時代が来たなと思っていて、地方でPFIを推進させていただいている立場からすると、方向性としては大変ありがたいなと思っています。

先ほど下長委員からありましたとおり3セクです。4つ目の地域経営型官民連携の中で、私は山陽小野田というところのLABV事業に関わらせていただいているのですが、これまでのイメージ的にあまりよくない3セクではなくて、最新型の3セクをつくりましょうということで市長さんとやってきたので、まさにそういう形での官民連携会社というのは今後、私は非常にあり得ると思っています。

意見としましては、3番目のローカルPFIとか、先ほど地プラの話も出ていましたけれども、恐らく地域での推進体ということでは、当然自治体さんが推進体になっていくのはあり得ると思っていますが、私が置かれた立場からすると、地域金融機関というか、地域のリード役となる地銀さんとか、地元の商工会議所さんとかが地域での推進体になると思っているので、そこを支援するのか、推進体として地域でリーダー役になっていただけるような形に持っていくのかに関しては、引き続き御議論いただきたいなと思っていますところでは。

あと、2つ目のスタートアップのいろいろな技術を使うということも、まさに国の方針と一致していると思っていますし、地域課題解決のためにスタートアップが、どんどん新しい事業者が出てきて、新しい技術が出てきていると思っています。そういったものを例えば公共施設のようなPFI事業とかに使うとなると、技術が陳腐化するなどして、どうしても10年、15年の事業になったときに技術が変わる可能性とかもあるので、そこをどのようにサービス水準を担保していくのかとか、仮に事業者さんを交代させるたびに柔軟な運用ができるような形にするべきだとか、いろいろな議論はあろうかと思っておりますので、そこは引き続き慎重に検討しなくてはいけないところかなと思っています。ただ、スタートアップとの連携というのは、私は非常に賛成でございます。

最初に戻るのですが、いろいろな施設等に今後PPP/PFIを使っていこうという方向性は私も賛成です。そういったときに、各省庁さんのほうで情報がいろいろ出てくると思うのですが、そういったものを内閣府さんのほうとかでもまとめていただいて一元的に管理していただけると、より情報発信がうまくいって、民間さんからもいい意見がどんどん出てくるのではないかなと思います。

意見としては以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

池田委員、お願いします。

○池田委員 ②の新技术サービスの導入促進というところで、スタートアップ等の新技术を導

入していく的なことだと思っています。ただ、どうしても新技術を入れるときには、実装に対して課題とかが発生してしまうというところで、先ほども福島委員がおっしゃっていたように、性能発注ということが大前提であるというところを、もう一步踏み込んだ形で、新技術を導入するに当たっての規制の緩和にもう少し踏み込んだ形で、新技術の導入を促進していただけるとありがたいかなと思っています。

もう一つ、新サービスを追加する場合に、万が一コスト高になったとした場合にも、得られるメリットを勘案した上で、それを柔軟に導入していくということを保持していただければいいかなと思っています。

以上です。

○北詰部会長 丹生谷委員、お願いします。

○丹生谷委員 方針の①の新分野の開拓のところ、再生可能エネルギーはぜひ進めていただきたいと思うのですが、再生可能エネルギーは明らかに増やしていかなければいけない局面なのですけれども、例えば森林の土砂崩れの問題があつてみたりということで、開発していくための適地がどんどん限られていく状況で、フラットなところという形になりますと、どんどん街中に近づいてくるようなところがあつたりとかしまして、その辺も含め、全体的な土地の活用ということも含め、なかなか難しい局面に来ているところがあるかと思うのです。

それで、途中で実際に頓挫してしまう案件というのも結構あるので、これは民間事業者のほうだけでは解決ができない規制や何か、いろいろなものが絡まっているわけなのですが、その辺の問題というものもあるので、地域で実際にどのようにやっていきたいのかというポリシーがあるところを踏まえて、公共のほうである程度整理をして、それから、旗振りをする意味でしていけるようなことでないと進まないだろうというところもあります。そういう意味では、PPP/PFIの分野でうまく盛り込みながらやっていくということは、ぜひどんどん活用して拡大していただけるとありがたいなと思います。

それから、皆さんからよくお話が出てきていました④の地域経営型官民連携です。私も一つの決めたプロジェクトごとではなくて、もっと広い範囲で連携してやっていくことが適切だと、そちらのほうがいいと思ったことも今までも多々ございます。ですので、こういった新しい方向を模索していけると非常にいいと思います。

先ほど下長委員のほうからも出ておりましたけれども、第3セクターということで非常に悪いイメージがついてしまったというところがあるので、いい意味の第3セクター、第3セクターという言葉は使わないと思うのですが、結局、そのときの反省というか何がいけなかったかということは、検討を踏まえてということになるのだと思うのですが、幾つものポイントがあるかと思うのです。例えば事業性を読み間違ふとか、行政の手続が民間とは非常に異なるので一緒にやっていくことで非常に非効率になるとか、そういうようなこともあるかと思うのですが、一つポイントとしては、業務や責任を負うリスクのアロケーションが明確ではないというものが物すごく大きいと思うのです。

それから、このプロジェクトが途中で駄目になったら、いつ撤退するのかという撤退基準をつ

くるとか、そういう点は、民間の会社さん同士のことであれば、通常普通に考えることが多いと思うので、前の検討をしっかりと踏まえて、責任やリスクといったもの、何をどちらがやるのが一番適切かということを中心に契約で明確化をしてやっていくというようなことをやっていただいて、これをやり始めたところで、非常にまずい事例が幾つも出てきたという形になって後退するようなことがないように、工夫してやっていただけたらと思います。

○北詰部会長 ありがとうございます。

いろいろな委員におっしゃっていただきました。事務局にお伺いしますけれども、こういった内容、こういう意見がありましたと、ある意味では多少はまとめられるのだと思うのだけれども、例えば羅列的にコメントを計画部会に紹介する形になるのですか。何か事務局として解釈、咀嚼して、提案という形で計画部会にお伝えになるのですか。

○茨木企画官 いただいた意見はまとめて御紹介をしつつ、アクションプランに反映させるべきところをさせ、もしくはその次の施策展開で考えていくべきとか、そういったところは内閣府のほうで考えさせていただいて、計画部会も次はアクションプランの原案をお示しする段階になりますので、そこで内閣府案として取り込めるところは取り込んでという形で、計画部会の審議の中でインプットしていければなと思っています。

○北詰部会長 その辺は、最後に私が部会長として整理をさせていただければと思います。

ほかに皆さん方、御意見がありましたら、横山委員、何かコメント等がございましたらいかがですか。

○横山委員

最後の下長委員や丹生谷委員の意見は本当に賛成です。どこかとは言いませんけれども、今でも第3セクター的なものは別に途絶えていないのです。昨今の環境問題、もちろん本当の意味での環境問題は大事だと思うのだけれども、皆さんのほうでお聞きのとおり、いろいろな新エネルギーをめぐる怪しいところはいっぱいあるのです。それで、自治体としても多額の出資をしてしまって、丹生谷先生もおっしゃっていたように赤字を垂れ流しのところがいっぱいあるのです。今日は環境省さんは来ておられないですか。その辺の審査というものをきちんとしてかないと、本当に同じ過ちをまた繰り返すことになってしまいますから、PFIの分野でそちらのほうもやっていくというのはいいと思うのですけれども、その辺り、いい加減なのは駄目ですから、きちんと審査をやっていくべきだと思います。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

いい時間になっていますが、ほかは特にございませんか。

私のほうから2点ほど、一つは今ずっとお話があったことをまとめて申し上げると、新分野の開拓とか新技術の導入というのを出した途端に、我々としてはPPP/PFIのこれまでいろいろ議論してきた仕組みで耐え得るのかという議論は、いろいろ出てくるのではないかと思います。

性能発注の徹底の話とか、途中で頓挫してもちゃんとチャレンジに多くの人たちが新技術を提案できる枠組みをつくりましょうとか、先ほど横山委員からあったように、あまりよくない提案まで飲み込んでしまわないようなチェック体制をつくるかというようなことがあるの

で、分野を広げていく、あるいは取り込んでいくのと併せて、そういうのが本当に出てきてしまったときに、今まで議論してきたいろいろな仕組みで耐え得るかというチェックは併せてやっていないといけないだろうということがあって、それを各先生方に詳しく個別に御指摘いただいたのではないかと思いますので、分野を広げることだけに注意を向けているのが適切かどうか、検討が必要かなと思います。

もう一つ、先ほどのGXだとか何とかということが出てきたということは、こういう言い方はまだ一般的ではないのかもしれませんが、いわゆる社会インパクトを正当に評価するような仕組みが必要になってきたのではないかと。すなわち取組によって社会システムまでも変えることができた、あるいは価値創造ができた、人々の行動様式までも変えるようなことができたというようなことに対する正当な評価、PPP/PFIは十数年という長い期間ありますので、実はそういうのにふさわしいのです。

そういう社会インパクトまで影響するようなものは何年もかからないと本来出てこないものなだけけれども、実はこの十数年という期間でできるわけだから、本来チャレンジするのにふさわしい仕組みなのだけけれども、それを誘導していくためのポジティブな評価、あるいはネガティブな評価がちゃんとでき、そして、それを評価して成果に反映するという仕組みに達しきれているかと言われると、疑問なしとしないということがありますので、そういうようなことがなされれば、今、このアクションプランでいろいろと議論、または提案されている中身が極めて実効性の高いものになっていくと思います。そういったところも検討しなくてはいけないし、逆に我々もちゃんと検討していく必要があるだろうと思います。

最後に、仕組みとしてなのですが、今回、計画部会さんに、我々のほうから、アクションプランというテーマですから御意見を申し上げる機会があったわけですがけれども、逆に我々の部会のほうに計画部会のほうからも御提案をいただくような機会、そういうテーマがあればいただければと思いますし、親委員会もございますので、親委員会で2つの部会の成果を照合することになるわけですがけれども、そこでの機会とは別に部会間での情報交流があると、お互いの議論が有効になるし、それが親委員会のところで非常に有意義に、あるいは有効性が高くマッチングできると思っておりますので、そんなテーマ、そんな機会がありましたら、ぜひ計画部会さんからも御意見を賜ればと思います。

大体以上なのですが、もし、事務局から何かコメントがありましたらお願いします。

○茨木企画官 どうもありがとうございます。

今日、種々いただきました論点につきましては、引き続き内閣府の中でも検討したいと思っておりますし、また、部会のテーマとしても検討していきたいと思っております。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

数分程度ですけれども、全体を通して何かコメント等がございましたら皆様方からお受けしますがよろしゅうございますか。

では、大体予定の時間になりましたので議論・質疑はここまでとさせていただければと思います。皆さん、非常に活発な御意見をいただきまして大変ありがとうございました。また同様に、

思いついたものがありましたら、後ほど事務局にメール等で御連絡いただければと思います。

それでは、本日の議事は以上といたします。積極的に御議論いただきましてありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

○田村参事官 先生方、ありがとうございました。

本日の議論を踏まえてアクションプラン等、その他の検討を進めてまいりたいと思っております。

次回につきましては、次年度以降、改めて日程調整という形にさせていただきたいと存じますので、その節にはよろしく願いいたします。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。